

令和8年(2026年)5月25日

総 代 人 様

尼崎市公営企業管理者

マンション等に係る水道料金計算等の特例制度(33条特例)適用の
共同住宅に入居されている方々への水道料金等の減免について (お願い)

平素は、尼崎市水道事業に御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

さて、本市では昨今の物価高騰の影響を踏まえ、全契約者(事業者含む)を対象に6月又は7月検針分の水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料をそれぞれ全額減免します。(従量料金及び従量使用料のみのお支払いになります。)

マンションなど中高層建物等の料金計算の特例制度(33条特例)の適用を受けている共同住宅については、共同住宅全体の請求額から、お届けの入居戸数分の水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料を差し引いた金額で、総代人(所有者の代表者、家主、管理会社等)様にご請求させていただきます。

今回の減免の趣旨は、市民の生活や経済活動を少しでも支援するためのものでございます。

つきましては、この支援が、本市と直接給水契約がない共同住宅の各入居者様にも行き渡るように、総代人様におかれましては、今回の減免措置相当分の額を差し引いたうえで入居者様にご請求していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

以 上

【お問合せ先】

尼崎市上下水道お客さまセンター

電話番号：06-6489-7420

(裏面もご覧ください)

<参考例>

【共同住宅の入居戸数が10戸で2カ月（1期）当たり100m³使用した場合】

				通常のご請求額	減免後のご請求額
●水道料金					
基本料金	1,100 円	×	10 戸	= 11,000 円 ⇒	0 円
従量料金	45 円	×	100 m ³	= 4,500 円 ⇒	4,500 円
			小 計	15,500 円 ⇒	4,500 円
			消費税	1550 円 ⇒	450 円
			合 計	17,050 円 ⇒	4,950 円
●下水道使用料					
基本使用料	1,098 円	×	10 戸	= 10,980 円 ⇒	0 円
従量使用料	6 円	×	100 m ³	= 600 円 ⇒	600 円
			小 計	11,580 円 ⇒	600 円
			消費税	1158 円 ⇒	60 円
			合 計	12,738 円 ⇒	660 円
			ご請求額	<u>29,788 円 ⇒</u>	<u>5,610 円</u>
			減 免 額 合 計		<u>24,178 円</u>

※お届けの入居戸数分の水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料を差し引いて、ご請求しております。